

**再エネ100宣言 RE Action
2025年度 年次報告 提出のお願いと注意事項**

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、再エネ100宣言 RE Actionでは、毎年8月末日を提出期限とし、参加団体の皆様に消費電力量と再エネ率の年次報告をお願いしております。皆様からの報告は、再エネ調達の課題や進捗を把握し、先進事例を結集して社会へ発信する際の重要な手段かつ情報源となります。ご多忙の折とは存じますが、所定のフォーマットにご入力のうえ、期限までに必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、アンケート回答及び取り組み事例スライド作成は任意ですが、ご協力いただけますと幸いです。

フォーマットのダウンロードはこちら→ <https://saiene.jp/latest/21628/>

提出期限：**2026年8月31日（月）**

提出先：reaction@saiene.jp

再エネ100宣言 RE Action事務局（担当：長谷川、金子、中垣）

提出方法：所定のフォーマット（EXCELファイル）に入力し、メール添付で送付してください。

※フォーマットには集計用計算式が埋め込まれているため、**EXCELファイルのまま提出してください**。PDFに変換したり、アンケートシートを削除したりすると、集計に反映されません。

※「事例発表と年次報告フォーマット説明会（7/7実施済）」の動画は参加団体専用ページから視聴することができます。ログイン画面：<https://saiene.jp/mo/> パスワード：ig49

注意事項**1. 参加団体規約の規定**

「消費電力量と再エネ率の年次報告」を行うことは、再エネ100宣言 RE Action参加団体規約の参加要件（第3条）として定められており、**参加時期にかかわらず、全ての参加団体に提出が求められます**。

正当な理由がなく年次報告が行われない場合、参加要件を満たしていないものとみなし、脱退勧告の対象となります。

2. 年次報告の対象範囲

再エネ100宣言 RE Action参加団体規約では、**「基本的にグループ全体での参加」**を定めています（第2条。ただし、事前に参加範囲について事務局へご相談いただいている場合を除きます）。年次報告の対象範囲は、国内及び海外の全拠点、関係会社、出先機関、テナント入居場所、年度途中でグループに参入した企業等を含みます。消費電力量の計上から漏れているところがないか、ご確認ください。

3. 対象期間

原則として、**2025年4月から2026年3月までの実績**を報告してください。ただし、決算月が3月でない場合は、提出するEXCELファイル（シート名：2. 年次報告フォーマット（要提出））のG11を変更し、直近の事業年度（12か月分）の実績を報告してください。

4. 信頼性の確保

再エネ100宣言及びその進捗の情報発信は、環境省「環境表示ガイドライン」の適用範囲に含まれ、**信頼性の確保は事業者自身の責任**になります。年次報告にあたり、再エネ使用の裏付けとなるデータの正確性を検証し、エビデンスとして保管してください。自家発電の場合は発電量や消費電力の記録、小売電気事業者から購入している場合は契約書や提案書、請求書等がエビデンスに該当します。

<参考> 環境省「環境表示ガイドライン」（令和8年3月版）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf>

5. 再エネとして計上できる調達手法

再エネとして計上できる調達手法は以下のとおりです。ご認識と齟齬がないか、ご確認ください。

1. 敷地内 自家発電にて自ら使用
2. 敷地内 他者発電にて自ら使用（オンサイトPPA）
3. 敷地外 自家発電にて自ら使用（自営線/自己託送）
4. 敷地外 他者発電にて自ら使用（オフサイトPPA）
5. 小売電気事業者からの再エネ電力購入（環境価値の保証が必要）
6. 再エネ証書を購入（再エネ電力由来のJ-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書※1）
7. テナントオーナーによる再エネ電力の契約

※1 FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定あり）に限る。

<注意点>

以下の電力は再エネとして計上することができません。契約書や提案書、電源構成をご確認ください。

- 原子力などを電源とする「非FIT非化石証書（再エネ指定なし）」が含まれているCO₂フリー電力
- バイオマス由来ではない廃棄物（ごみ）発電
- 環境価値が付いていないFIT（固定価格買取制度）再エネ

<参考>「再エネとして計上できる調達手法」

<https://saiene.jp/wp-content/uploads/2025/07/REActionCriteria20250702.pdf>

6. 再エネの追加性について

再エネの追加性とは、再エネ発電設備の新設（追加）によって新たな再エネが増え、化石燃料由来電力から再エネへの代替が起こり、CO₂排出量の削減に寄与する効果のことです。以下の場合には「追加性のある再エネ」に該当します。

1. 自家発電（稼働年数にかかわらず）
2. コーポレートPPA（稼働年数にかかわらず）
3. 再エネ電力メニューのうち、発電施設の設備稼働日・運転開始日が15年以内であるもの
4. 非化石証書・J-クレジット・グリーン電力証書のうち、発電施設の設備稼働日・運転開始日が15年以内であるもの

「小売電気事業者との再エネメニュー契約」または「非化石証書・J-クレジット・グリーン電力証書の購入」により再エネを調達している場合、再エネの追加性の有無を報告してください。

7. 個人情報等の取り扱い

提出された情報は、再エネ100宣言 RE Actionの活動以外には使用いたしません。一般社団法人再エネ100宣言 RE Action協議会は、管理責任者を定め、取得した個人情報等の紛失や漏洩などが発生しないよう、積極的な安全対策を実施いたします。

8. 過去の年次報告書

過年度の年次報告書をウェブサイトに掲載しています。

再エネ100宣言 RE Action年次報告書2025

<https://saiene.jp/annualreport>

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

再エネ100宣言 RE Action事務局

担当：長谷川、金子、中垣

E-mail：reaction@saiene.jp／TEL：050-3159-6655（平日9時30分～17時30分）